介護老人保健施設 オパール (予防) 短期入所療養介護 利用料金表

|<別紙3> 令和6年8月より

	介護保険サービス(単位) 1単位=10円 ※1割負担の場合											
	※基本料金		夜勤職員 配置加算	サービス 提供体制 強化加算(I)	在宅復帰 在宅療養支 援機能加算 (Ⅱ)	介護職員等 処遇改善加算(I)	食	費	居住費		住 費	
要介護度	多床室	個室							(多床	字)	(個)	幸)
要支援1	672	632								· 土 /		- /
要支援2	834	776					第1段階	300円	第1段階	0円	第1段階	550円
要介護1	902	819	24/日	22/日	51/日	総単位数の7.5%	第2段階	600円	第2段階	430円	第2段階	550円
要介護2	979	893	Z4/ LI	ZZ/ LI	31/ Ц	を加算	第3段階①	1,000円	第3段階①	430円	第3段階①	1,370円
要介護3	1044	958					第3段階②	1,300円	第3段階②	430円	第3段階②	1,370円
要介護4	1102	1017					第4段階	2,000円	第4段階	530円	第4段階	1,640円
要介護5	1161	1074										

- ◎ 個別リハビリを行った場合、1日につき240単位が加算されます。
- ◎ 生産性向上推進体制加算(I)100単位 / (II)10単位 テクノロジー導入により業務改善を図った場合の評価として月に1回加算されます。
- ◎ 口腔連携強化加算 50単位(1月に1回) 介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価、並びに歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を行った場合に加算。
- ◎ 送迎を行った場合、片道につき184単位が加算されます。
- ◎ 計画にない短期入所サービスを急遽行った場合、短期入所受入加算として1日につき90単位(原則7日、やむを得ない場合14日を限度)が加算されます。
- ◎ 若年性認知症と判断された方に若年性認知症受入加算として1日につき120単位が加算されます。
- ◎ 必要に応じ療養食を提供した場合、1食につき8単位が加算されます。
- ◎ 治療管理を目的に投薬、検査、注射、処置等を行い、主治医に対して診療情報を提供した場合に総合医学管理加算として275単位/日(10日限度)が加算されます。

☆一日の食費の内訳は、朝食520円、昼食700円、夕食780円、ただし負担限度額認定を受けている場合には認定証に記載されている金額。

又、文書料、洗濯代(1回300円)、喫茶代、個人利用の物品、旅費交通費等、理美容代については別途実費にてご負担いただきます。

上記の他、日常生活品費として 1日300円~490円程度(シャンプー・石けん・タオル類・歯ブラシ・歯磨き粉〈口腔ケア用品〉等)、

教養娯楽費 1日200円~320円程度(クラブ、趣味活動)の実費ご負担いただきます。

理美灾代	カット	2, 200円	毛染+カット	5, 500円	パーマ+カット	6,600円	
性关谷代 	男性髭剃り	770円	女性顔剃り	770円			

※介護保険負担限度額認定証をお持ちの方はご提出ください。

第1段階	生活保護受給者の方。世帯全員が住民税非課税の方で、かつ本人の預貯金額等が1,000万円(夫婦合算で2,000万円)以下の方。
第2段階	世帯全員が住民税非課税で年金収入金額+合計所得金額が80万円以下、かつ本人の預貯金額等が650万円(夫婦合算で1,650万円)以下の方。
第3段階①	世帯全員が住民税非課税で年金収入金額+合計所得金額が80万円超120万円以下、かつ本人の預貯金額等が550万円(夫婦合算で1,550万円)以下の方。
第3段階②	世帯全員が住民税非課税で年金収入金額+合計所得金額が120万円超、かつ本人の預貯金額等が500万円(夫婦合算で1,500万円)以下の方。
第4段階	上記以外の方(世帯に課税者がいる方、本人が住民税課税)。